

教育・保育施設等の利用者負担の 考え方について

平成26年10月9日(木)
松戸市 子ども部
子育て支援課・幼児保育課

●利用者負担の位置づけ

○新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。(参考:利用者負担のイメージ①、②、③)

○利用者負担に関して国が定める基準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、公定価格の仮単価とあわせ、示されたものです。

○参考①～③で示すイメージは、国が定める水準(国庫負担金(都道府県負担金)の積算基準としての位置づけとなるもの)であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定されています。

- ・教育標準時間認定(1号給付) ⇒ 現行の幼稚園就園奨励費を考慮
- ・保育認定(2・3号給付) ⇒ 現行の保育所運営費による保育料設定を考慮

※国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされています。

●利用者負担の運用について

1. 利用者負担の切り替え時期について

○利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月と成ることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとされています。

○具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する)こととされています。

2. 税額算定に係る控除の取り扱いについて

○現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととする。ただし、市町村の判断により、既に入園しているものが卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とされています。

○税額控除については、調整控除を除き、反映しない取扱いに統一とされています。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

参考①

※ここでお示ししている利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置づけ（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※「推定年収」は夫婦（片働き）と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）

※現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

参考②

※ここでお示ししている利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置づけ（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※※「推定年収」は夫婦(妻はパートタイム就労程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入))と子ども2人世帯の場合のおおまかな目(安廃止前の年少扶養控除を反映した額)

※ただし、保育単価を限度とする。

※①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。※満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額を適用する。

※小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

参考③

※ここでお示ししている利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置づけ（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※※「推定年収」は夫婦(妻はパートタイム就労程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入))と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安(廃止前の年少扶養控除を反映した額)

※ただし、保育単価を限度とする。

※①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ただし、給付単価を限度とする。

●松戸市における利用者負担の考え方

(1) 2号認定利用料、3号認定利用料の設定(案)

※階層区分の設定基準が所得税額から、市県民税所得割額に変更となります。

区分	設定(案)
標準時間設定 (11時間まで利用可)	現行の保育所保育料と同じ料金水準で設定
短時間認定 (8時間まで利用可)	国水準同様、標準時間認定の▲1.7%を基本に設定

(2) 地域型保育事業利用料の設定(案)

- 設備の基準、規模、連携施設との協力体制による園庭利用や健康診断等の要素から、総事業費に占める割合を考慮し、3号認定の8割程度の利用者負担額で設定する方向で調整しています。

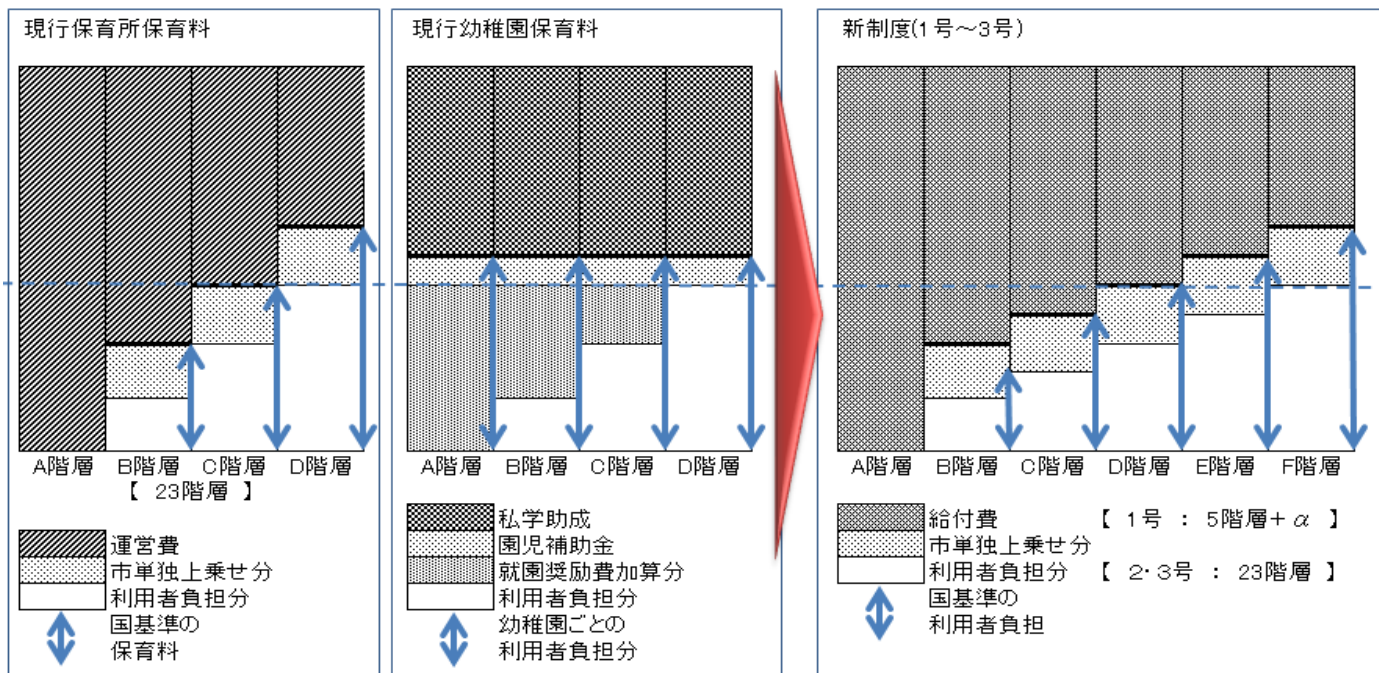
(3) 1号認定利用料の設定(案)

- ・国の示す基準額は、実際の市の保育料等の平均値より高くなっていること等を踏まえ、本市では国の基準額より低い金額で設定します。
- ・所得階層区分による応能負担とします。

《設定(案)の論点》

- ①本市の私立幼稚園における実際の保育料等の平均値が国の基準額より下回っていることとの整合性を図る。
- ②保育所保育料において利用者負担の軽減を行っている為、2号、3号認定利用料との負担バランスを考慮する。
- ③利用者の負担軽減を図る為、国の示す5階層を細かく設定する。

【負担割合のイメージ】

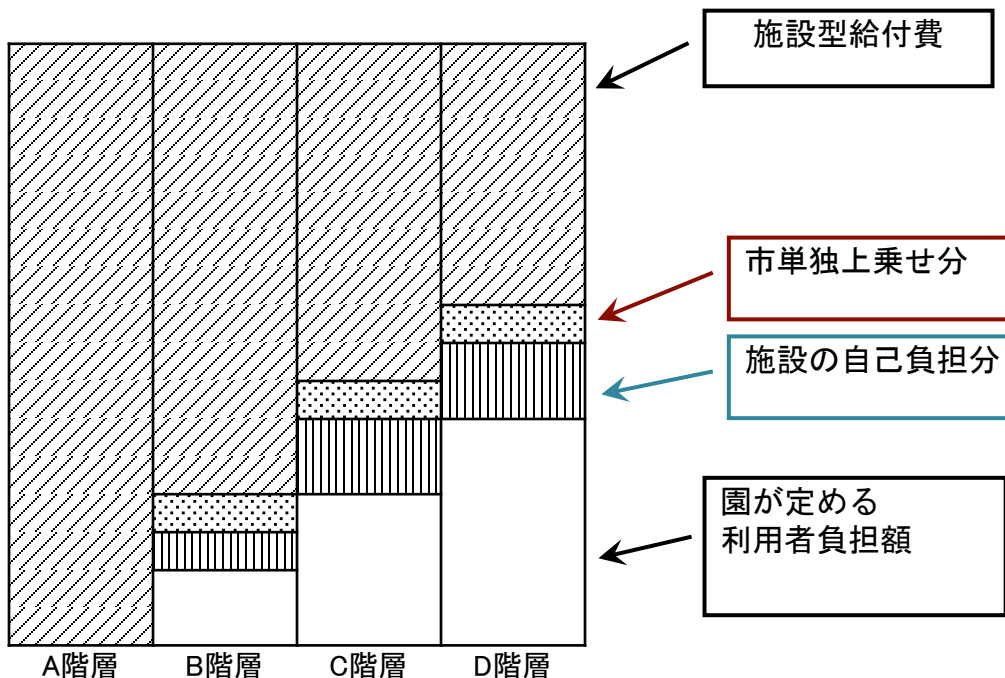


※市の単独上乗せ分により低い金額に設定することを検討しています。

《私立幼稚園に係る定額の利用者負担設定に関する経過措置(案)について》

- 新制度の利用者負担については、所得に応じて市町村が定める額を徴収することとしており、これより安い利用者負担額の徴収を認めることは、低価格競争を通じて教育・保育の質の低下を招きかねないことから、認めないとされています。(確認制度)
- また、施設型給付については、各施設で実際に教育・保育の要した費用の額と給付額の基準(公定価格)額とを比較して、前者が安価な場合には、その分、施設型給付を下げることでされています。(公定価格)
- 一方、現在、私立幼稚園については、保育所とは異なり、統一的な利用者負担額が設定されておらず、各施設の自由設定に委ねる仕組みとなっており、新制度における利用者負担に移行することで、現行の利用者負担額よりも負担増となる場合、保護者にとって不利益となり説明困難となり得ることから、私立幼稚園の新制度への移行の大きな障壁になる可能性があると考えられます。
- このため、教育・保育の質の低下を招くことのないよう、一定の要件を課した上で、経過措置を講ずることとを可能とする方向で検討されています。(施行後5年経過時点で、経過措置の存続を含め検討することとしてはどうか。)

《経過措置による対応(基本的なイメージ例)》



※園が定める利用者負担が低額な場合の経過措置について、国の方針を受け本市での対応を検討中です。